

滋賀県流域治水の推進に関する条例の再考を求める決議

全国各地における台風および集中豪雨による被害や、全国で初めてとなる特別警報が県内に発令され県南部を中心に甚大な被害が発生するなど、今日ほど命の尊さと治水対策の重要性を考えさせられることはなく、市民の生命、身体および財産を守る責任を担う基礎自治体としては、この甚大な被害などを教訓に、あらためて治水対策を見直し、その徹底を図る必要があります。

こうした意味で、平成25年9月滋賀県議会定例会に提案された県流域治水の推進に関する条例の目的について「将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域づくりが重要である」と宣言することに一定の理解はするものの、本条例は、地域住民が長年望んでおられる湖北地域の河川整備計画を策定し、抜本的な河川改修や堤防の強化をすること等をなおざりにし、対象地域における罰則を伴う建築規制に特化したものであり、地域が貶められ、地域の誇りが損なわれ、地域コミュニティの崩壊につながり、県が示す浸水危険区域内の住宅約1,070戸のうち800戸がある長浜市の議会として、「市民の安全確保に全く実効性の無いうえに大きな負担を強いる」内容に異を唱えるものであります。

また、条例制定の過程や支援制度の策定段階において、何よりも重要となる民意の反映が何一つなされておらず、地域住民のみならず県民が県行政に対し、大きな不信と不安を抱くものとなっています。

つきましては、県が進められる「滋賀の流域治水」にあたっては、早期に下記に対処され、現在、滋賀県議会において継続審議とされている条例について、真に住民の生命と財産、文化、伝統、地域のコミュニティを守る条例となるよう再考をされるよう求めます。

記

1. スケジュール、工程を含めた湖北地域の河川整備計画を早急に策定し、併せて抜本的な河川改修のための財源等の確保をされること。
2. 県民、特に浸水危険の高い地域住民に対しては、十分な意見の聞き取りとその反映、条例や支援制度の懇切丁寧な説明を行うこと。
3. 浸水危険区域（浸水警戒区域）や災害危険区域の指定による建築規制よりも、長浜市指定の避難所等を活用するなど避難誘導の仕組みづくりを構築すること。
4. 条例にかかる避難所の指定・設置や避難誘導の仕組みの構築については、長浜市をはじめ地域の意見を真摯に受け止めるとともに、非現実的な避難所の設置を前提としないこと。
5. 河川改修や内水排除対策、堤防の強化等が進捗するまでの間については、浚渫や竹木伐採等適正な河川管理に努めるとともに、実効ある支援制度を整備されること。

以上のとおり決議する。

平成25年11月28日

長 浜 市 議 会